西条市社会福祉協議会児童発達支援センターひまわり指定多機能型事業所運営規程

（指定児童発達支援・指定保育所等訪問支援）

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人西条市社会福祉協議会が設置する児童発達支援センターひまわり（以下「センター」という。）が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく指定児童発達支援の事業及び指定保育所等訪問支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児（以下「児童」という。）及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）に対し、適切な指定児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　センターは、児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該児童の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

２　センターは、当該児童の意思及び人格を尊重して、常に児童の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めるものとする。

３　センターは、地域及び家庭との結びつきを重視し、県、関係市町、障害福祉サービス事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

４　前３項のほか、センターは、法及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号）並びに愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（センターの名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　　　西条市社会福祉協議会児童発達支援センターひまわり

（２）所在地　　　　西条市石田３３９番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　指定児童発達支援に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者１名（常勤・兼務）

　　　管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）児童発達支援管理責任者３名（常勤・専従１名、兼務２名）

　　　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成業務のほか、児童又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

（３）保育士・児童指導員等　１８名（常勤・専従９名、常勤・兼務３名、非常勤・専従６名）

　　　保育士及び児童指導員は、児童発達支援計画に基づき、児童及び保護者に対し適切に発達支援等を行う。

（４）嘱託医　１名（非常勤）

　　　医師は、児童の健康診断及び健康相談を行う。

２　指定保育所等訪問支援に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　1名（常勤・兼務）

　　　管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）児童発達支援管理責任者１名（常勤・専従）

　　　児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成業務のほか、児童又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

（３）訪問支援員　２名（常勤・専従）

　　　保育所等訪問支援計画に基づき、児童及び訪問先施設の保育士等に対し適切に指導等を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　指定児童発達支援の営業日及び営業時間、並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、１２月２９日から１月３日まで及び悪天候等に伴う休園日を除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、１２月２９日から１月３日まで及び悪天候等に伴う休園日を除く。

（４）サービス提供時間　原則として午前１０時から午後３時までとする。

２　指定保育所等訪問支援の営業日及び営業時間、並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、１２月２９日から１月３日まで及び悪天候等に伴う休園日を除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、１２月２９日から１月３日まで及び悪天候等に伴う休園日を除く。

（４）サービス提供時間　原則として午前１０時から午後３時までとする。

(事業の利用定員)

第６条　センターの利用定員は、３０名とする。

２　前項の規定にかかわらず、法に基づき、３ヶ月間の平均実利用人数が定員を超えて一定の範囲内であれば、受け入れることは可能とする。

（主たる対象）

第７条　主たる対象者は、知的障がい、発達に何らかの遅れを持つ就学前の幼児で、市から支給決定を受けた児童とする。

（サービスの内容）

第８条　指定児童発達支援が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

（１）生活

（２）個別支援計画の立案・作成

（３）発達支援

　　　集団による発達支援（クラス活動　グループ活動　その他の集団活動）

　　　個別による発達支援（個々の発達課題に応じた個別の支援）

（４）健康（からだのこと）

　　　嘱託医による健康診断、県の巡回による歯科検診等

　　　食事支援

（５）発達検査

（６）送迎サービス

２　センターの職員が施設等を訪問し提供する指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

（１）児童本人に対する支援（集団生活の適応のための専門的な支援）

（２）訪問先施設の保育士等に対する支援（支援方法等の助言、指導）

（保護者から受領する費用の額等）

第９条　センターは、指定児童発達支援、指定保育所等訪問支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を提供した際は、保護者から市が定める負担上限額の範囲内において通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

２　センターは、法定代理受領を行わない指定児童発達支援等を提供した際は、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

３　センターは、前２項の支払いを受ける額のほか、次の費用の額の支払いを受けることができるものとする。

（１）給食の提供に要する費用

（２）日用品費

（３） 前項に掲げるものほか、指定児童発達支援等において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。

４　センターは、第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用を支払った保護者に対して領収証を交付するものとする。

５　センターは、第３項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、西条市全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　サービスを利用するにあたって、保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、その他、他の児童または保護者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第１２条　センターの職員は、指定児童発達支援等の提供中に児童の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び保護者に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第１３条　センターは、防火管理者を定め、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、消防計画、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

２　センターは、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１４条　センターは、児童及び保護者の人権の擁護、虐待の防止等のため、児童発達支援管理責任者を設置する等必要な体制整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止啓発のための定期的な研修その他必要な措置を講じるものとする。

（苦情解決）

第１５条　センターは、提供した指定児童発達支援等に関する児童又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　センターは、提供した指定児童発達支援等に関し、法の定めるところにより、県又は市が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め、又は当該職員からの質問若しくは物件の検査に応じ、及び児童又は保護者等からの苦情に関して県又は市が行う調査に協力するとともに、県又は市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　センターは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに出来る限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　センターは、児童に対し適切な指定児童発達支援等を提供することができるよう職員の勤務体制を定めるとともに、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

　　①採用時研修　　業務に支障のないよう速やかに行う。

　　②継続研修　　　年1回以上

２　センターの職員は、正当な理由なくその業務上知り得た児童又は保護者の秘密を漏らしてはならない。

３　センターは、職員であった者が、業務上知り得た児童又は保護者の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を就業規則に明示する。

４　センターは、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、サービスに関する記録を完結の日から５年間保存するものとする。

５　センターは、施設内の見えやすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

６　この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人西条市社会福祉協議会会長が定めるものとする。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。